

一般財団法人松本市スポーツ協会 委員会規則

(目 的)

第1条 この規則は、一般財団法人松本市スポーツ協会定款第44条第1項の規定に基づき設置する委員会 以下「委員会」という。の構成及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び調査・研究・審議事項)

第2条 委員会の名称及び調査・研究・審議事項は、別表のとおりとする。

(委 員)

第3条 委員は、加盟団体、学識経験者その他会長が必要と認めた団体から選任し、会長が委嘱する。

2 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は無報酬とする。

(役 員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1 名

副委員長 若干名

2 委員長は委員会を代表し、会務を統轄する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の決議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

(専門委員会)

第6条 委員会に、理事会の決議を経て必要な専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の設置、構成その他必要な事項は、別に定める。

(補 則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(改 廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

財団法人松本体育協会 委員会規則は廃止する。

附 則

この規則は、一般財団法人設立の登記の日平成25年4月1日から施行する。
 ただし、第3条第2項に掲げる委員の任期については、平成24年5月に行われた
 役員改選の日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年6月26日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年3月17日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年5月18日から施行する。

(別 表)

別表名称	調査・研究・審議事項
総務委員会	1 総務に関すること。 2 規則・規程に関すること。 3 人事管理に関すること。 4 広報に関すること。 5 他の委員会に属さないこと。 6 会長が指定した事項に関すること。
あり方委員会	1 企画・財務に関すること。 2 新規事業、新規受託施設に関すること。 3 松本市市民スポーツ振興基金に関すること。 4 イベント招致に関すること。 5 会長が指定した事項に関すること。
市民スポーツ大会委員会	1 市民スポーツ大会に関すること 2 市長杯争奪球技大会に関すること。 3 会長が指定した事項に関すること。
生涯スポーツ振興委員会	1 生涯スポーツに関すること。 2 スポーツ指導者育成に関すること。 3 会長が指定した事項に関すること。
パラスポーツ委員会	1 障害者のスポーツに関すること。 2 会長が指定した事項に関すること。
スポーツ医科学委員会	1 スポーツ医科学に関すること。 2 会長が指定した事項に関すること。
施設委員会	1 受託施設の管理・運営に関すること。 2 体育施設に関すること。 3 会長が指定した事項に関すること。